別添四十一二Ⅱ別紙４の２・５・１・中「(mr)」を「mr」に、「25kg」を「100kg」に改め、同別紙４・１・１・１・中「の路面高」を「及び路面からの高さ」に改め、同別紙４・１・１・１・１・中「直交する風速は」の下に「５秒超の時間において平均」を加え、同別紙４・１・１・２・中「こと。」の下に「ただし、自動車製作者等からの申請に基づき、１℃以上５℃未満の気温で試験を行うことができる。」を加え、同別紙４・１・２・２・中「並行区間」を「それぞれの区間」に改め、同別紙４・２・１・３・２・中「自動車製作者」を「自動車」に、「自動車は」を「試験自動車は」に、「ホイール調整並びに」を「アライメント、」に、「に関して、非典型的な」を「並びに意図しない」に、「にブレーキを調整すること」を「のブレーキ調整に関し、自動車製作者等が定める仕様であること」に改め、同別紙４・２・１・３・４・中「エンジンルームカバー」を「エンジンフード」に改め、同別紙４・２・１・３・の次に次のように加える。

4.2.1.4.　可動式のエア・スポイラ等

可動式のエア・スポイラその他の空気抵抗を動的に変化させる装置（以下「可動式のエア・スポイラ等」という。）が備えられている場合は、走行抵抗の測定時に作動させること。

別添四十一二Ⅱ別紙４の４・２・２・１・中「協定規則第117号」の下に「第２改訂版の附則６」を加え、同別紙４・３・中「静止流速測定」を「定置型風速測定」に、「車上流速測定」を「車載型風速測定」に改め、同別紙４・３・１・４・２・中「各測定において、次により定義される統計精度p_jを満たす３組以上の測定値ペアが得られるまで、測定を行うこと。」を「各基準速度における惰行時間の測定は、連続して測定した往路及び復路の測定値（以下「測定値ペア」という。）を１組として、連続した３組以上30組以下の測定値ペアが次により定義される統計的精度を満たすまで行うこと。」に改め、同別紙４・３・１・４・２・の表を次のように改める。

n	h
3	4.3
4	3.2
5	2.8
6	2.6
7	2.5
8	2.4
9	2.3
10	2.3
11	2.2
12	2.2
13	2.2
14	2.2
15	2.2
16	2.1
17	2.1
18	2.1
19	2.1
20	2.1
21	2.1
22	2.1
23	2.1
24	2.1
25	2.1
26	2.1
27	2.1
28	2.1
29	2.0
30	2.0

別添四十一二Ⅱ別紙４の４・３・１・４・３・中「最大ペア数」を「全ての測定値ペア」に、「$-\frac{1}{3.6}$」を「$\frac{1}{3.6}$」に改め、同別紙４・３・２・中「車上流速測定」を「車載型風速測定」に改め、同別紙４・３・２・４・１・中「エンジンルームカバー」を「エンジンフード」に改め、同別紙４・３・２・５・１・を次のように改める。

4.3.2.5.1.　一般的形式

運動方程式の一般的形式は次のとおりである。

$$-m_e\left(\frac{dv}{dt}\right)=D_{mech}+D_{aero}+D_{grav}$$

$$D_{mech}=D_{tyre}+D_f+D_r$$

$$D_{aero}=\frac{1}{2}\rho C_D\ (Y)\ A_f V_r^2$$

$$D_{grav}=m\times g\times\left(\frac{dh}{ds}\right)$$

この場合において、試験路の勾配が全体で0.1％以下である場合は、D_{grav}を０とみなすことができる。

別添四十一二Ⅱ別紙４の４・３・２・４・４・中「速度範囲全体について連続的なデータを収集できない」を「全ての基準速度点におけるデータを１回の走行で収集できない」に、同別紙４・３・２・６・10・中「車上流速測定」を「車載型風速測定」に、「各単一ペア」を「各測定値ペア」に、「すべて」を「全て」に改め、同別紙４・４・２・３・中「車両トルクメータ」を「ホイールトルクメータ」に、「トルクメータ法の測定前」を「ホイールトルク法によるホイールトルクの測定前において」に改め、同別紙４・４・２・３・３・中「各測定走行において、すべての基準速度点におけるデータを１回の走行で収集できない」を「各基準速度における走行トルクの測定を１回の走行で行うことができない」